

情報公開条例（平成 11 年 3 月 12 日宮城県条例第 10 号）抜粋

（会議の公開）

第十九条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の三分の二以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- 一 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴するに当たって守っていただく事項

- （1）傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- （2）会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- （3）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- （4）その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序の維持

傍聴者が 2 の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。